

第2次札幌市アイヌ施策推進計画

(案)

目次

第1章 計画の策定

- 1 計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- (1) 背景
- (2) 趣旨
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- (1) 国の政策との関係
- (2) 北海道の施策との関係
- (3) 本市における位置付け
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第2章 アイヌ民族に関わる歴史的経緯

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 2 アイヌ民族の先住民族としての歴史・・・・・・・・・・・・・・・・
- (1) アイヌ民族の文化の始まり
- (2) 鎌倉時代～江戸時代
- (3) 明治時代以降
- 3 アイヌ民族に関する戦後の動向・・・・・・・・・・・・・・・・
- (1) 北海道アイヌ協会の設立
- (2) アイヌ文化振興法の施行
- (3) 国連宣言と国会決議
- (4) 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の設置
- 4 アイヌ民族に関する最近の動向・・・・・・・・・・・・・・・・
- (1) アイヌ政策推進会議での検討
- (2) アイヌ施策推進法の施行
- (3) 民族共生象徴空間の設置

第3章 現状と課題

- 1 前計画の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- (1) 前計画の体系
- (2) 前計画の取組の概要
- (3) 前計画の総括
- 2 アイヌ関連団体との意見交換会・・・・・・・・・・・・・・・・
- 3 令和2年度市民意識調査・・・・・・・・・・・・・・・・

- 4 課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- (1) 伝統文化を継承する人材の育成
- (2) アイヌ民族の歴史や伝統文化に関する啓発事業の継続的な実施
- (3) 札幌市アイヌ文化交流センターの展示物の更新や利便性の向上
- (4) アイヌ民芸品の常設的な販売場所の設置
- (5) アイヌ民族の交流・継承の場の確保
- 5 改定に当たっての基本的な視点・・・・・・・・・・・・・・・・

第4章 基本理念と施策目標

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 2 施策目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- (1) アイヌ文化の保存・継承・振興
- (2) アイヌ民族に関する理解の促進
- (3) 体験・交流の促進
- (4) 産業等の振興
- (5) 生活関連施策の推進

第5章 具体的な施策

- 1 計画体系・・・・・・・・・・・・・・・・
- 2 施策目標の達成に向けた具体的な取組・・・・・・・・
- 施策目標1 アイヌ文化の保存・継承・振興・・・・・・・・
- 推進施策1 アイヌ文化の継承と人材育成
- 推進施策2 アイヌ民族の伝統的な生活空間（イオル）の再生
- 施策目標2 アイヌ民族に関する理解の促進・・・・・・・・
- 推進施策1 アイヌ民族に関する啓発活動の推進
- 推進施策2 アイヌ民族の歴史の尊重と教育施策の充実
- 施策目標3 体験・交流の促進・・・・・・・・
- 推進施策1 札幌市アイヌ文化交流センターの魅力創出
- 推進施策2 体験・交流の機会創出
- 施策目標4 産業等の振興・・・・・・・・
- 推進施策1 アイヌ文化のブランド化の推進
- 推進施策2 アイヌ文化に関する観光プロモーションの推進
- 施策目標5 生活関連施策の推進・・・・・・・・
- 推進施策1 生活環境等の整備

第6章 計画の推進体制

1	計画の推進体制
(1)	札幌市アイヌ施策推進委員会	
(2)	国や北海道との連携	
(3)	関係団体との連携	
(4)	関係部局との連携	
2	計画の進行管理
3	指標
資料1	札幌市アイヌ施策推進委員会について
資料2	意見交換会の実施結果
資料3	令和2年度第1回市民意識調査の実施結果
資料4	パブリックコメントの実施結果
資料5	アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現をするための施策の推進に関する法律（抄）
資料6	アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針

第1章 計画の策定

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 背景

平成19年(2007年)9月、国連総会で、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されました。この宣言は、先住民族に関する政策のあり方の一般的な国際指針として、先住民族が有する権利や自由について規定しました。

同宣言の採択を受け、平成20年(2008年)6月、国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されました。この決議は、アイヌ民族を先住民族と認めることや、これまでのアイヌ政策のさらなる推進などに関する施策を講じることを政府に求めました。

この決議の後、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、アイヌ政策の基本的な考え方などに関する報告書がまとめられました。そして、この報告書に基づき、アイヌ政策に関する推進体制の整備の一環として、平成21年(2009年)12月、アイヌ政策推進会議が設置されました。

こうした世界や国の動向を踏まえ、平成22年(2010年)9月、本市のアイヌ施策の基本的な考え方や具体的な取組の内容などを整理し、総合的かつ計画的にアイヌ施策を推進していくため、「札幌市アイヌ施策推進計画」を策定しました。そして、計画の目的として定めた「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」に向けて、様々な取組を行ってきました。

本市が同計画を策定して以降も、アイヌ政策推進会議では、平成30年(2018年)12月に至るまで、アイヌ政策に関する新たな立法措置などについて、継続的に協議が進められました。そして、平成9年(1997年)7月に施行された「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(以下「アイヌ文化振興法」)に代わる、幅広いアイヌ政策の実施に向けた立法措置として、令和元年(2019年)5月、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(以下「アイヌ施策推進法」)が施行されました。

(2) 趣旨

札幌市アイヌ施策推進計画の策定以降、本市では、アイヌ民族の歴史や伝統文化の理解促進に向けた啓発活動や、伝統文化の体験機会の創出など、様々な取組を行ってきましたが、令和2年(2020年)に至り、計画期間が満了となる時期を迎えました。

前計画の計画期間となる10年の間、特に令和元年（2019年）5月にアイヌ施策推進法が施行され、アイヌ施策に関する新たな基本理念などが示されたことにより、アイヌ施策を推進していくための環境にも変化が生じました。

こうした状況の変化を受けて、本市のアイヌ施策の基本的な考え方や具体的な取組などを改めて整理し、総合的かつ計画的にアイヌ施策を推進していくため、「第2次札幌市アイヌ施策推進計画」を策定します。

2 計画の位置付け

(1) 国の政策との関係

アイヌ施策推進法や、同法に基づいて政府が定めた「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」は、アイヌ施策の基礎を成すものであり、その基本理念などに基づいて本計画を推進します。

なお、本市では、令和元年（2019年）9月、アイヌ施策推進法や政府の基本方針に基づき、アイヌ施策を推進するための計画「アイヌ施策推進地域計画（札幌市アイヌ施策実施プラン）」を作成しました。同プランは、令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）まで、アイヌ施策推進法などに基づいて本市が実施する事業などを定めています。同プランは、本計画に掲げる施策の一部を成すものであるため、本計画と一体的な推進を図ります。

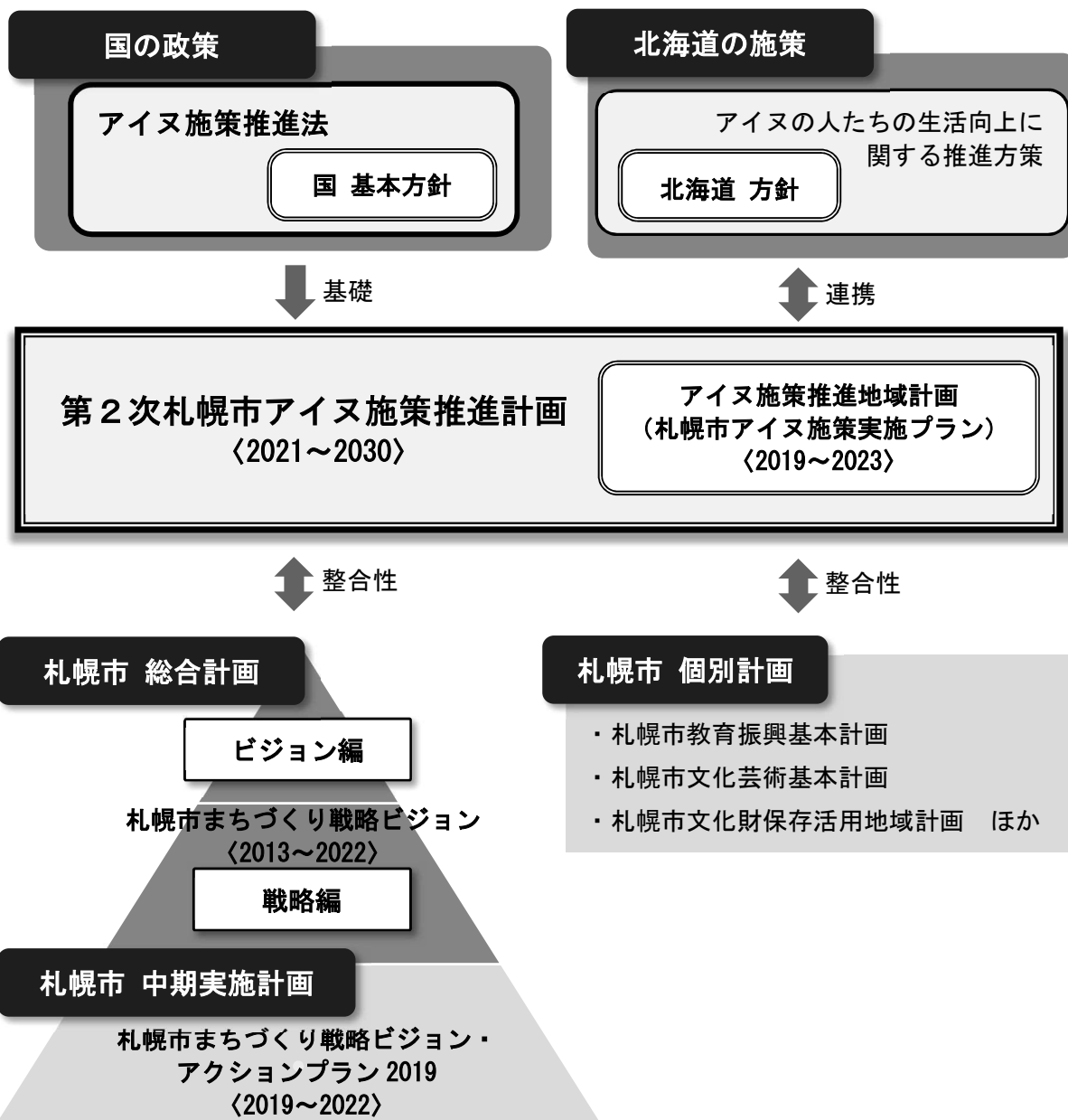
(2) 北海道の施策との関係

北海道は、「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」に基づき、様々なアイヌ施策を展開しているほか、令和元年（2019年）10月、アイヌ施策推進法に基づき、本道のアイヌ施策の方針となる「北海道におけるアイヌ施策を推進するための方針」を定めました。本計画の推進に当たり、こうした北海道の方策などを踏まえながら、必要な連携を図ります。

(3) 本市における位置付け

「札幌市まちづくり戦略ビジョン」は、幅広い分野にわたる総合計画として、本市のまちづくりの計画体系上、最上位に位置付けられます。同ビジョンの基本的な方向に沿い、その目指すべき都市像の実現に向け、本計画を推進します。また、同ビジョンの中期実施計画として策定した「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019」や、各関係部局が策定した他の個別計画との整合性を図りながら、本計画を推進します。

【計画の位置付け】



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までとします。

第2章 アイヌ民族に関わる歴史的経緯

1 はじめに

平成20年(2008年)6月、国会で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」は、日本が近代化する過程で、多数のアイヌ民族が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を、私たちは厳粛に受け止めなければならない、としました。その上で、アイヌ民族を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住する先住民族として認めることなどを政府に求めました。

この決議からおおよそ10年を経て、令和元年(2019年)5月に施行されたアイヌ施策推進法は、アイヌ民族を「日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族」と明記しました。

明治2年(1869年)、明治政府により「北海道」と命名されるまで、この北海道の地は、アイヌ語で《ヤウンモシリ》または《アイヌモシリ》と呼ばれていました。そして、アイヌ民族は、この《ヤウンモシリ》で長きにわたり生活を営み、独自の文化を築いてきました。しかし、和人の流入が進むにつれて、次第にその生活を脅かされるようになりました。そして、和人から過酷な労働を強いられ、土地政策や同化政策などにより、その文化は存続の危機にさらされるなど、長年にわたり厳しい状況下に置かれてきました。

アイヌ施策の意義を考えるに当たっては、こうした歴史的背景の理解が不可欠です。そのため、本章では、本計画の詳述に先立ち、アイヌ民族の歴史的経緯を概観します。

※「北海道」という名称が、明治2年(1869年)、明治政府によって命名された背景を踏まえ、本章では、明治2年(1869年)に至るまでの北海道の名称を、「《ヤウンモシリ》(北海道)」と記載し、西暦のみ表記します。

2 アイヌ民族の先住民族としての歴史

(1) アイヌ民族の文化の始まり

日本列島では、およそ1万2千年前頃から縄文文化の時代が始まったとされていますが、人類学的な研究により、アイヌ民族の形質や遺伝的な特徴の中には、縄文時代まで遡るものがあることが明らかとなっています。

そして、7世紀以降《ヤウンモシリ》(北海道)で始まったとされる擦文文化の時代にアイヌ文化の原型が見られ、13~14世紀頃にかけて、現在よく知られる形でのアイヌ文化の特色が形成されていったと考えられています。

¹ 【ヤウンモシリ】アイヌ語で《ヤウン》は「陸」、《モ》は「静かな」、《シリ》は「大地」の意。

² 【アイヌモシリ】アイヌ語で《アイヌ》は「人間」、《モ》は「静かな」、《シリ》は「大地」の意。

(2) 鎌倉時代～江戸時代

鎌倉時代以降は、和人が《ヤウンモシリ》（北海道）との交易を盛んに行うようになりました。しかし、交易の拡大に伴い和人の移住者が増えると、1457年に、アイヌ民族と和人の初めての大規模な武力衝突となったコシャマインの戦いが起こるなど、次第にアイヌ民族と和人との間で抗争が起きるようになりました。こうした戦いは長い間繰り返し起こっていましたが、16世紀半ばには、道南の和人勢力を統一した蠣崎氏とアイヌ民族が講和し、交易が続けられました。

蠣崎氏から氏を改めた松前氏が、1604年に徳川家康から黒印状を受け、アイヌ民族との交易の独占権を与えられると、商場知行制の下、アイヌ民族は和人に有利な条件での交易を強いられるようになりました。こうした状況の中、1669年には、シブチャリ（静内）の長シャクシャインがアイヌ民族を結集し、松前藩に対して大きな戦いを起こしました（シャクシャインの戦い）。最終的に、和平協議の場でシャクシャインが殺害されたことにより戦いは終わりましたが、これ以降、松前藩はアイヌ民族に対する支配を強めていきました。

18世紀以降になると、場所請負制の下、和人の商人による漁場経営の労働力として、アイヌ民族は過酷な労働を強いられました。和人の勢力が伸張し、アイヌ民族が勢力を保っていた地域でも過酷な漁場労働を強いられるようになると、1789年には、クナシリ（国後島）やメナシ（根室、標津を中心とした北海道東部）地方のアイヌ民族が和人に対して蜂起しました（クナシリ・メナシの戦い）。国後島の指導者ツキノエたちは、立ち上がったアイヌ民族を説得し、松前藩と話をしようとしたのですが、戦いの指導者たちが松前藩に殺害され、戦いは収束しました。この戦い以降も依然としてアイヌ民族は厳しい労働環境に置かれ、また病気の流行なども相まって、幕末までには人口が急減しました。

(3) 明治時代以降

明治2年（1869年）、それまで和人が「蝦夷地」と呼んでいた地域は、「北海道」と改称され、明治政府の統治下に置かれました。そして、開拓使の設置により、本格的な北海道の開拓が進められることとなりました。戸籍法の制定に伴う戸籍作成により、アイヌ民族は正式に日本の国民として組み込まれましたが、「旧土人」という呼称により、和人とは差別されました。一方で、明治政府の同化政策により、アイヌ民族の風習は禁止の対象とされたり、日本人風の名の使用や日本語の使用を強制されました。また、政府の土地政策などにより、伝統的な生業が規制されるなど、アイヌ民族の文化は深刻な打撃を受けました。

明治19年（1886年）、北海道庁が置かれ、和人社会の構築が進められる中、明治32年（1899年）には、北海道旧土人保護法が施行されました。この法律は、アイヌ民族に土地を付与して農業を奨励しましたが、和人の移住者に土地を配分したあとで、湿地や傾斜地など農地に向かない土地が与えられた結果、開墾できず土地を取り上げられたアイヌ民族が多くいました。また、教育面では、和人児童とは別の特設アイヌ学校「土人学校」が設置

されましたが、日本語や和人風の習慣に沿った教育がなされ、教育内容や就学期間にも和人児童との格差がありました。

大正時代にかけて、アイヌ民族自身によって、差別に対する批判や、自立の道を模索することへの呼びかけなどが行われ、中には町や村の議員に当選する人もいました。しかし、こうした中にあっても、アイヌ民族は社会の中で不利な立場に置かれ、差別されていた一方、戦争が始まると、和人との区別なく兵隊に召集されることとなりました。

3 アイヌ民族に関する戦後の動向

(1) 北海道アイヌ協会の設立

アイヌ民族への差別をなくし、和人との格差を解消しようとする活動は戦後も続けられ、昭和 21 年（1946 年）、「北海道アイヌ協会」が設立されました（昭和 36 年（1961 年）、「北海道ウタリ³協会」への改称を経て、平成 21 年（2009 年）に再び「北海道アイヌ協会」に改称）。

平成 4 年（1992 年）、国連の「世界の先住民の国際年」式典では、当時の北海道ウタリ協会理事長であった野村義一氏が、世界に向かってアイヌ民族の権利を訴えました。

(2) アイヌ文化振興法の施行

北海道ウタリ協会（当時）は、北海道旧土人保護法に代わる新たな法律の制定を求め、北海道知事と北海道議会議長に対する陳情を行いました。これを受け、北海道は、「ウタリ問題懇話会」を設置し、新法制定に向けた検討を行いました。そして、昭和 63 年（1988 年）8 月、同懇話会からの報告を基に、北海道と北海道議会、北海道ウタリ協会は、アイヌ民族に関する新たな法律の制定を、国に要請しました。平成 7 年（1995 年）3 月、法制的問題を含め、今後のウタリ対策のあり方に関して意見をまとめるため、内閣官房長官の諮問機関として「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、平成 8 年（1996 年）4 月、同懇談会から報告書が提出されました。この報告書では、存立の危機にあるアイヌ文化の保存振興や、アイヌ民族に関する理解の促進を通じ、アイヌの人々の民族的な誇りが尊重される社会の実現などを基本理念とする、ウタリ対策の新たな展開に関する提言がまとめられました。この提言を踏まえ、平成 9 年（1997 年）7 月、アイヌ文化振興法が施行されました。

アイヌ文化振興法は、アイヌ文化の振興やアイヌの伝統などに関する国民への知識の普及や啓発を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、併せて日本の多様な文化の発展に寄与することを、その目的

³ 【ウタリ】アイヌ語で「仲間」の意。

としました。そして、国の責務として、アイヌ文化を継承する者の育成など、アイヌ文化の振興などを図るための施策を推進するよう努めることなどが規定されました。

(3) 国連宣言と国会決議

平成 19 年（2007 年）9 月、国連総会で、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が、日本も賛成して採択されました。この宣言は、先住民族に関する政策のあり方の一般的な国際指針として、先住民族が有する権利や自由について規定しました。昭和 57 年（1982 年）、国連人権委員会の下部機関となる人権小委員会が先住民に関する作業部会を設置して以降、採択に至るまでおよそ 20 年にわたり議論が重ねられたとともに、その間アイヌ民族も様々な働きかけを行ってきました。

同宣言の採択を受け、平成 20 年（2008 年）6 月、国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されました。この決議は、冒頭、前年の国連宣言の採択はアイヌ民族の長年の悲願を映したものであり、その趣旨を体して具体的な行動をとることが日本に求められている、としました。そして、同宣言を踏まえ、アイヌ民族を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、言語や文化の独自性を有する先住民族と認めることや、これまでのアイヌ政策のさらなる推進などに関する施策を早急に講じることを政府に求めました。

(4) 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の設置

国会での決議を基に、平成 20 年（2008 年）7 月、今後のアイヌ政策のあり方に関する総合的な検討を行うため、内閣官房長官の諮問機関として「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が設置されました。そして、アイヌ民族との意見交換や現地視察と併せて検討が重ねられ、平成 21 年（2009 年）7 月、同懇談会により報告書がまとめられました。この報告書は、アイヌ民族の歴史や現状を踏まえ、今後のアイヌ政策の基本的な考え方として、先住民族という認識に基づく政策展開を行う必要性や、国連宣言の意義の尊重などを挙げました。そして、具体的な政策として、国民の理解の促進や広義の文化に関する政策、推進体制の整備などに関する考え方を示しました。この報告書を基に、アイヌ政策に関する推進体制の整備の一環として、平成 21 年（2009 年）12 月、アイヌ政策推進会議が設置されました。

4 アイヌ民族に関する最近の動向

(1) アイヌ政策推進会議での検討

平成 22 年（2010 年）3 月、アイヌ政策推進会議では、「民族共生の象徴となる空間」と「北海道外アイヌの生活実態調査」の作業部会が設置され、平成 23 年（2011 年）6 月、両作業部会から報告書が提出されました。

「民族共生の象徴となる空間」作業部会の報告書は、先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、日本が将来へ向け、多様で豊かな文化や異なる民族の共生を尊重していくため、アイヌ民族の歴史や伝統文化への国民理解の促進や、アイヌ文化の復興・発展に関する中心的な拠点の必要性を示しました。そして、象徴空間が担う展示や体験交流などの具体的な機能や、今後の検討課題などについてまとめました。

また、「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会の報告からは、北海道内と道外のアイヌ民族の生活実態は基本的に近似していることや、全国の状況と比較すると多くの面で格差が存在していることが明らかとなりました。そして、全国の見地から生活・教育面での支援策に関し、アイヌ民族と日本の実情に即した先住民族政策という視点からの検討が望まれる、と総括しました。

両作業部会による報告書の提出後、その趣旨の実現に向けた検討を行うため、平成 23 年（2011 年）8 月、政策推進作業部会が設置されました。同部会では、設置以降、平成 30 年（2018 年）4 月に至るまで、「民族共生の象徴となる空間」や、アイヌ政策の再構築などに関する検討が続けられました。

(2) アイヌ施策推進法の施行

アイヌ政策推進会議や政策推進作業部会では、様々な議題と合わせ、数年にわたりアイヌ政策の再構築とその立法措置に関する検討が進められました。そして、こうした検討を経て、令和元年（2019 年）5 月、アイヌ施策推進法が施行されました。この法律は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを、その目的としました。

そして、この法律の規定に基づき、令和元年（2019 年）9 月、政府は「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」を定めました。この基本方針は、アイヌ施策の意義として、アイヌ文化振興法の施行以降推進してきた文化振興施策や生活向上施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興などを含めた施策を総合的かつ効果的に推進し、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現に向けて、未来志向で施策を継続的に推進することが重要、としました。

(3) 民族共生象徴空間の設置

「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の報告書は、「民族共生の象徴となる空間」の整備は、報告の考え方全体を体現する「扇の要」であり、日本が将来へ向けて、先住民族の尊厳を尊重し、差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴としての意味を持つもの、と位置付けました。この報告書が提出された後、「民族共生の象徴となる空間」作業部会では、平成22年（2010年）3月以降、同空間の基本的な考え方などについて検討が行われました。

平成23年（2011年）8月以降は、政策推進作業部会で引き続き検討が進められ、平成24年（2012年）7月に、同作業部会からの報告などを踏まえ、「『民族共生の象徴となる空間』基本構想」が決定されました。また、平成26年（2014年）6月には、「アイヌ文化の復興等を促進するための『民族共生の象徴となる空間』の整備及び管理運営に関する基本方針について」が閣議決定されました。

平成30年（2018年）12月に至るまで、アイヌ政策推進会議では、同空間に関する継続的な協議が行われました。そして、令和元年（2019年）5月に施行されたアイヌ施策推進法は、民族共生象徴空間の構成施設の管理に関する措置や、その管理を委託する指定法人などについて規定しました。

令和2年（2020年）7月、アイヌ文化の復興や民族の共生に関する拠点として、白老町に民族共生象徴空間が設置されました。アイヌ民族による伝統文化の継承・創造や、国内外の人々のアイヌ民族に関する理解促進など、複合的意義・目的を有する拠点として、今後の幅広い利活用が期待されています。

クローズアップ

民族共生象徴空間

民族共生象徴空間は、アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとして、アイヌ民族の歴史や文化などに関する国民の幅広い理解の促進の拠点、また、将来に向けてアイヌ文化の継承と新たなアイヌ文化の創造発展につなげるための拠点となるよう、白老町に整備されました。同空間は、ポロト湖畔周辺地域に設置された「国立アイヌ民族博物館」や「国立民族共生公園」を中核区域として、周辺の豊かな自然とともに文化伝承や体験交流を行う「関連区域」、アイヌ民族の尊厳ある慰霊の実現に向けた「慰霊施設」などから構成されています。なお、同空間の愛称である《ウポポイ》は、「(大勢で)歌うこと」を意味するアイヌ語であり、一般投票を経て決定されました。



※イメージです。

■参考資料など

- ・『アイヌ民族を理解するために』北海道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課
- ・『アイヌ民族の歴史・文化等に関する指導資料―第6集―』札幌市教育委員会
- ・『アイヌ民族：歴史と現在―未来を共に生きるために―』公益財団法人アイヌ民族文化財団

■報告書など

- ・アイヌ政策推進会議 議事概要
- ・政策推進作業部会 議事概要
- ・「民族共生の象徴となる空間」作業部会 報告書・議事概要
- ・「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会 報告書・議事概要
- ・アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 報告書
- ・ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会 報告書
- ・「民族共生象徴空間」基本構想（改定版）
- ・「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針について

■参考ホームページ

- ・内閣官房アイヌ総合政策室
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/index.html>
- ・北海道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ass/index.htm>
- ・公益財団法人アイヌ民族文化財団
<https://www.ff-ainu.or.jp/index.html>
- ・民族共生象徴空間（ウポポイ）
<https://ainu-upopoy.jp/>

第3章 現状と課題

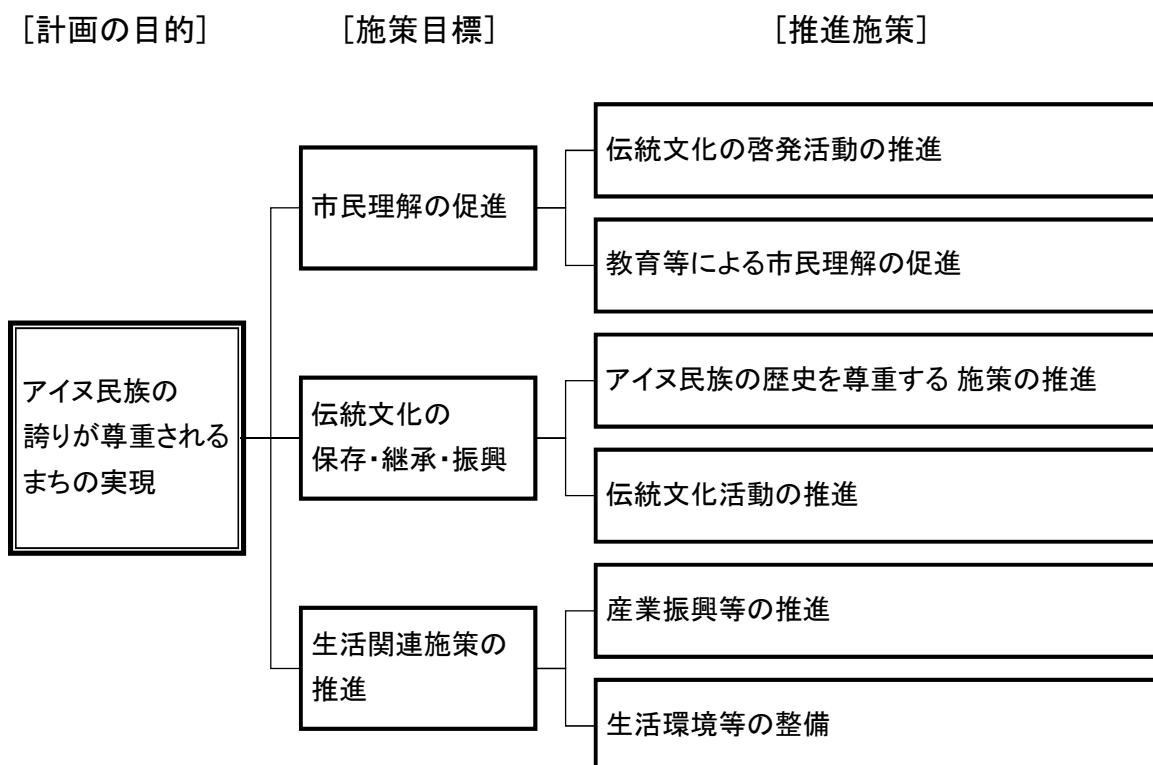
1 前計画の取組

平成9年（1997年）にアイヌ文化振興法が施行されて以降、本市では同法に基づいて様々なアイヌ施策に取り組んできました。その後、平成19年（2007年）に、国連総会で「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、また、平成20年（2008年）に、国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されたことを契機として、アイヌ施策を推進する環境は大きく変化しました。

こうした状況を踏まえ、平成22年（2010年）9月、概ね10年間を計画期間として、本市のアイヌ施策の基本的な考え方や具体的な取組の内容などを整理し、総合的かつ計画的にアイヌ施策を推進していくため、「札幌市アイヌ施策推進計画」を策定しました。

この計画では、その目的を「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」と定め、その実現に向けた施策目標や推進施策などを体系的に整理しました。

(1) 前計画の体系



(2) 前計画の取組の概要

施策目標 1 市民理解の促進

「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」に向けて、その歴史や伝統文化について市民理解の促進を図るため、様々な形での啓発活動や、児童・生徒の教育に関する施策の実施に取り組んできました。

■推進施策 1 伝統文化の啓発活動の推進

事業名	概要
アイヌ文化体験講座の開催	札幌市アイヌ文化交流センターなどで、アイヌ民族の伝統に基づく刺しゅうや木彫りの制作など、アイヌ文化を体験する講座を開催しました。
アイヌアート・モニュメント ⁴ の制作・展示	アイヌ民族が制作したタペストリー ⁵ や、アイヌ民族と市民が共同制作したタペストリーを、札幌駅前通地下歩行空間などで展示しました。
札幌市アイヌ文化交流センターイベントの実施	札幌市アイヌ文化交流センターで、伝統楽器の演奏や舞踊の披露などを行うイベントを開催しました。
アイヌ語に関する啓発	「イランカラプテ」キャンペーン ⁶ の推進を中心として、アイヌ語に関する啓発を行いました。
「シーニックバイウェイ北海道 ⁷ 」との連携	「札幌シーニックバイウェイ藻岩山麓・定山溪ルート」の構成団体として、エリア内の観光施設と連携しながら、札幌市アイヌ文化交流センターの利用促進を図りました。
大型イベントと連携した情報発信	「さっぽろ夏まつり」など、多くの市民や観光客が集うイベントの開催に合わせ、伝統楽器の演奏や舞踊の披露など、アイヌ民族の伝統文化に関する情報発信事業を実施しました。
アイヌ文化を発信する空間「ミナパ ⁸ 」の設置	地下鉄南北線さっぽろ駅構内に、アイヌ文化を発信する空間「ミナパ」を設置し、アイヌ工芸品作家の作品展示や、アイヌ関連施設などの広報を行いました。

⁴ 【モニュメント】 記念建造物。記念碑・記念像など。

⁵ 【タペストリー】 主に壁掛けなどに用いられる室内装飾用の織物。

⁶ 【「イランカラプテ」キャンペーン】 民間企業や行政機関などの連携により、アイヌ語のあいさつ「イランカラプテ（アイヌ語で「こんにちは」の意。）」を北海道のおもてなしのキーワードとして普及させる取組。

⁷ 【シーニックバイウェイ北海道】 地域と行政が連携し、景観や自然環境に配慮し、地域の魅力を道でつなぎながら、個性的な地域や美しい環境づくりを目指す取組。

⁸ 【ミナパ】 アイヌ語で「大勢が笑う」の意。

■推進施策2 教育等による市民理解の促進

事業名	概要
ゲストティーチャー ⁹ 、アイヌ教育相談員 ¹⁰ の活用	小学校や中学校に、アイヌ民族をゲストティーチャーとして迎えたり、アイヌ教育相談員を活用し、アイヌ民族の伝統文化体験などを取り入れた授業を実施しました。
副読本 ¹¹ や民具 ¹² などの活用	アイヌ民族の歴史や伝統文化に関する副読本や映像資料、民具などを教材として活用しました。
小中高校生団体体験プログラムの提供	札幌市アイヌ文化交流センターで、小学生から高校生までを対象として、展示品の解説のほか、アイヌ民族の伝統文化の体験プログラムを提供しました。
出前体験プログラムの提供	札幌市アイヌ文化交流センターの利用が困難な学校に出向き、校内でアイヌ民族の文化体験を行うためのプログラムを提供しました。
教職員研修の実施	教職員を対象として、アイヌ民族の歴史や伝統文化について理解を深める研修を実施しました。
アイヌ民族に関する指導資料の作成・活用	アイヌ民族の歴史などについて、指導上の基本的な考え方をまとめた指導資料を作成し、授業などに活用しました。
市職員研修の実施	本市の新採用職員や新任課長などを対象として、アイヌ民族の歴史や伝統文化について理解を深める研修を行いました。

クローズアップ

札幌市アイヌ文化交流センター

札幌市アイヌ文化交流センターは、平成15年（2003年）、札幌市南区小金湯に開設した体験型のアイヌ文化施設です。北の大地に先住し、独自の文化を育んできたアイヌ民族の歴史や伝統文化に触れる拠点として、アイヌ語で「札幌の美しい村」を意味する《サッポロピリカコタン》の愛称で親しまれています。館内には、およそ300点にわたるアイヌ民族の民具などを展示するほか、伝統楽器の演奏や舞踊を披露するなど、伝統文化の体験・交流イベントを開催しています。屋外には、アイヌ民族が生活していた家屋（チセ）などが再現されており、これを活用した伝統的な儀式も開催されます。



⁹ 【ゲストティーチャー】指導者として特別に学校に招いた地域の市民など。

¹⁰ 【アイヌ教育相談員】アイヌ民族の児童・生徒の教育実態の把握や教育相談業務などを行う職員。

¹¹ 【副読本】教科書の補助的教材として使用する図書。

¹² 【民具】日常生活に使用する用具の総称。衣服や装身具、狩猟用具、儀礼の道具など。

施策目標 2 伝統文化の保存・継承・振興

「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」に向けて、アイヌ民族の伝統文化の保存・継承・振興を図るため、市内の遺跡の保存や出土資料の展示、伝統的な生活空間の再生などに取り組んできました。

■推進施策 1 アイヌ民族の歴史を尊重する施策の推進

事業名	概要
丘珠縄文遺跡 ¹³ の保存と活用	「丘珠縄文遺跡」の保存に取り組むとともに、遺跡を活用した体験学習や資料展示などの活動を行いました。
札幌市埋蔵文化財センターの展示の見直し	札幌市埋蔵文化財センターの展示室で、アイヌ文化期 ¹⁴ の出土資料の展示や、旧石器時代からアイヌ文化期に至る通史展示を行いました。

■推進施策 2 伝統文化活動の推進

事業名	概要
アイヌ民族の伝統的な生活空間（イオル ¹⁵ ）の再生	アイヌ民族の伝統的な生活空間（イオル）をイメージして、伝承活動に必要となる植物や穀物などの自然素材の育成や、伝統文化を体験する機会を創出する取組を行いました。
札幌市アイヌ文化交流センターの運営	札幌市アイヌ文化交流センターで、アイヌ民族の民具 ¹² やアイヌ民芸品などを展示するほか、伝統文化の体験イベントを開催しました。令和元年度（2019年度）には、センター内に、アイヌ民芸品の常設販売スペースを設置しました。



イオルでの植物などの自然素材育成



自然素材を活用した料理体験会

¹³ 【丘珠縄文遺跡】 サッポロさとらんど内で発掘された縄文晩期の遺跡「H508 遺跡」の通称。

¹⁴ 【アイヌ文化期】 本州の中世から近世に相当し、北海道の考古学上の時代区分として使用される名称。

¹⁵ 【イオル】 アイヌ語で「深山、狩場」の意。アイヌ民族が狩猟や採取を行う、生活の場としての空間。

¹² 【民具】 日常生活に使用する用具の総称。衣服や装身具、狩猟用具、儀礼の道具など。

施策目標3 生活関連施策の推進

「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」に向けて、アイヌ民族の社会的・経済的地位の向上を図るため、アイヌ民芸品を販売する機会の確保や生活環境の整備に取り組んできました。

■推進施策1 産業振興等の推進

事業名	概要
アイヌ民芸品販売会の開催	札幌駅前通地下歩行空間で、アイヌ民芸品の販売会を開催しました。
アイヌ民芸品のブランド ¹⁶ 化	アイヌ民芸品作家や、商品製造業者などを対象とした調査を実施し、アイヌ民芸品の商品開発など、ブランド化に向けた取組を開始しました。

■推進施策2 生活環境等の整備

事業名	概要
アイヌ生活相談員 ¹⁷ の配置	アイヌ民族の生活実態の把握や、アイヌ民族からの各種生活相談に応じるため、アイヌ生活相談員を配置しました。
アイヌ教育相談員 ¹⁰ の配置	アイヌ民族の児童・生徒の教育実態の把握や、アイヌ民族の児童・生徒の教育相談に応じるとともに、アイヌ民族の歴史や伝統文化の普及啓発を行うため、アイヌ教育相談員を配置しました。
アイヌ民族の児童・生徒への学習支援	アイヌ民族の児童・生徒を対象として、夏季と冬季の休暇期間に合わせ、学習支援を行いました。



札幌駅前通地下歩行空間でのアイヌ民芸品販売会

¹⁶ 【ブランド】提供される商品・サービスについて、他の商品・サービスと区別するために用いられる特徴。

¹⁷ 【アイヌ生活相談員】アイヌ民族の生活実態の把握や、アイヌ民族の各種生活相談業務を行う職員。

¹⁰ 【アイヌ教育相談員】アイヌ民族の児童・生徒の教育実態の把握や、アイヌ民族の教育相談業務などを行う職員。

(3) 前計画の総括

前計画では、その目的と定めた「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」に向け、これまでに概観したとおり、様々な施策を推進してきました。そして、大型イベントと連携した情報発信事業などの開催に当たり、多数の市民や観光客の参加を得、また、アイヌ文化を発信する空間「ミナパ」の設置など、具体的な成果を残してきました。

しかし、「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」は、前計画期間の取組をもって達成と結論付けることはできず、今後も継続的に施策を推進していくことが必要です。また、前計画期間中、アイヌ施策推進法が施行されたことなどにより、アイヌ施策を推進するための環境にも変化が生じました。こうした状況から、本計画では、今後も取り組むことが必要となる施策を前計画から引き継ぐとともに、アイヌ施策推進法などに沿った新たなアイヌ施策の展開が求められます。

なお、「札幌市アイヌ文化交流センターへの指定管理者制度¹⁸の導入」と、札幌市共同利用館¹⁹の老朽化に対処するための「市街地に相談・交流の場を確保」の2施策は、前計画期間中、検討を続けながらも、様々な事情から実現に至っていないため、本計画で引き続き検討を進めます。

併せて、施策に関する定量的な検証・評価を行うため、本計画では、前計画では定めなかった指標の設定を行います。

2 アイヌ関連団体との意見交換会

実施後に記載

本計画の策定に先立ち、アイヌ民族の伝統文化の振興などを担うアイヌ関連団体と意見交換会を行いました。この意見交換会では、現在のアイヌ施策の課題や今後のアイヌ施策の方向性などをテーマとして、アイヌ民族の視点から見たアイヌ施策の現状について、様々な意見をいただきました。

※ 意見交換会の詳細は、巻末の資料2をご覧ください。

(1) 現在のアイヌ施策の課題

項目	主な意見
例) 人材育成	
例) 理解の促進	

¹⁸ 【指定管理者制度】 公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図る制度。

¹⁹ 【札幌市共同利用館】 市民の生活文化の向上や社会福祉の増進を目的として、アイヌ民族からの生活上の各種相談対応などを行う施設。

(2) 今後のアイヌ施策に関する意見

項目	主な意見
例) 人材育成	
例) 理解の促進	

(3) その他自由意見

項目	主な意見
例) 人材育成	
例) 理解の促進	

3 令和2年度市民意識調査

実施後に記載

本市では、各種施策や事業の周知度や要望を把握し、施策推進の参考とすることを目的として、無作為に選ばれた18歳以上の市民を対象として、市政に関するアンケート調査「市民意識調査」を実施しています。

本計画の策定に先立ち、令和2年度第1回市民意識調査に際し、本市のアイヌ施策に関する設問を行い、市民の視点から見たアイヌ施策の現状について、調査を実施しました。

※ 令和2年度第1回市民意識調査結果の詳細は、巻末の資料3をご覧ください。

4 課題

意見交換会、市民意識調査実施後に加筆予定

これまでに見た前計画の取組、アイヌ関連団体との意見交換会や令和2年度市民意識調査の結果から、今後のアイヌ施策の展開に当たり、以下のような課題が挙げられます。

(1) 伝統文化を継承する人材の育成

前計画では、体験イベントの講師を勤めたり、アイヌ民芸品販売会へ作品を出品する機会の提供などを通じ、アイヌ民族の伝統文化の継承を担う人材育成の支援に取り組んできました。しかし、伝統文化に携わる活動を生業とすることが難しい状況にあるなどの事情から、継承を担う人材の育成が、現在十分に進んでいるとは言えない状況にあります。アイヌ語を始め、アイヌ民芸品の制作、伝統楽器の演奏や舞踊など、アイヌ民族が築いてきた伝統文化を将来にわたって継承していくため、その担い手となる人材を育成することが、現在大きな課題となっています。

(2) アイヌ民族の歴史や伝統文化に関する啓発事業の継続的な実施

アイヌ民族の歴史や伝統文化に関する理解の促進に向け、前計画では、大型イベントと連携した情報発信事業や伝統文化の体験講座など、様々な啓発事業を実施してきました。そして、これまで多くの市民や観光客の参加を得ながら、その理解を深めるためのきっかけづくりに取り組んできました。しかし、アイヌ民族の歴史や伝統文化について、幅広く、また持続的に理解を得ていくためには、こうした啓発事業を一過性のイベントとしてではなく、継続的に実施していくことが求められます。

(3) 札幌市アイヌ文化交流センターの展示物の更新や利便性の向上

平成 15 年（2003 年）に設置した札幌市アイヌ文化交流センターは、アイヌ民族の歴史や伝統文化に触れる拠点として、現在多くの市民や観光客が訪れる施設となりました。個人の来館者に加え、児童・生徒などの団体利用を受け入れ、近年では海外からの観光客も増加しています。こうした状況にあって、今後も多くの市民や観光客に親しまれ、アイヌ民族の歴史や伝統文化についてさらなる理解の促進を図っていくためには、展示物の更新や、施設の利便性の向上などにより、同センターの魅力の創出に継続的に取り組んでいくことが必要です。

(4) アイヌ民芸品の常設的な販売場所の設置

これまで、アイヌ民芸品の市場調査や、販売に関する課題の整理などを目的として、アイヌ民芸品販売会を開催してきました。そして、その実績から、市民や観光客の、アイヌ民芸品への購買意欲や、アイヌ文化への関心が、一定程度高い状況にあったことがわかりました。

他方、アイヌ民芸品作家の観点からは、制作した作品を幅広く提供していく上で、限られた発表・出品の場以外に、販路を開拓していくことが一つの課題となっていました。

こうした需要と供給を結び付け、アイヌ文化と市民や観光客を結ぶ場として、アイヌ民芸品の常設的な販売場所の設置が期待されています。

(5) アイヌ民族の交流・継承の場の確保

アイヌ民族の交流の場として親しまれている札幌市共同利用館¹⁹は、開設から 40 年以上が経過し、老朽化が進んでいます。

また、施設の維持とは別に、現在では、アイヌ民族の間で、年長者から若い世代に伝統文化を伝えるための機会自体が希少なものとなっています。

¹⁹ 【札幌市共同利用館】市民の生活文化の向上や社会福祉の増進を目的として、アイヌ民族からの生活上の各種相談対応などを行う施設。

将来にわたってアイヌ民族の伝統文化を継承していくに当たり、幅広い世代のアイヌ民族が集い、交流や伝統文化を継承するための場の確保が望まれています。

5 改定に当たっての基本的な視点

前計画では「市民理解の促進」、「伝統文化の保存・継承・振興」、「生活関連施策の推進」の3つの施策目標を掲げ、その実現に向けた様々な施策に取り組んできました。10年間の計画期間を通して成果を残してきた一方、アイヌ民族の伝統文化の継承を担う人材の育成など、今後も引き続き取り組んでいくことが必要となる課題もあります。

一方、令和元年（2019年）5月にアイヌ施策推進法が施行され、また、令和2年（2020年）7月に民族共生象徴空間が設置されたなど、前計画の策定から10年を経た現在、アイヌ施策を推進していくための環境は大きく変化しました。

こうした状況を踏まえ、本計画では、前計画で定めた施策目標の基本的な枠組みは引き継ぐこととしながら、新たな施策目標を加え、現状に沿って計画体系の再構築を行います。

そして、前計画から引き続き取り組んでいくことが求められる施策に加え、前述の課題を踏まえて新たな施策を取り入れ、より幅広く、また長期的な視点を持ってアイヌ施策を展開していきます。

第4章 基本理念と施策目標

1 基本理念

「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」

前計画では、「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」を図ることを目的とし、アイヌ民族の歴史や伝統文化に関する市民の理解を深め、その伝統文化を保存・継承・振興するとともに、アイヌ民族の生活環境の整備を図るため、様々な施策を推進してきました。

アイヌ施策推進法は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、すべての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。そして、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統や、多様な民族の共生や多様な文化の発展について、国民の理解を深めることを旨として、アイヌ施策の推進を図ることなどを、その基本理念としています。

さらに、同法では、その基本理念に沿ってアイヌ施策を策定し、実施することを地方公共団体の責務の一つとして規定しています。その責務を果たしていくため、本計画を策定し、本市のアイヌ施策を総合的かつ計画的に推進するための基礎を構築した上で、各施策の展開を通じ、引き続き同法の目的として示された「アイヌ民族の誇りが尊重される社会の実現」を図る必要があります。

以上のことから、本計画の基本理念は、前計画の目的を引き継いで「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」と定め、アイヌ施策推進法の基本理念などを踏まえながら、アイヌ施策のさらなる推進に取り組みます。

2 施策目標

アイヌ施策推進法に基づき、令和元年（2019年）9月、政府はアイヌ施策の基本方針として「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」を定めました。

この基本方針は、アイヌ施策の実施に当たり、アイヌ民族が抱える課題の解決を図るためには、従来の文化振興施策や生活向上施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興などを含めた施策を総合的かつ効果的に推進し、また、未来志向で施策を継続的に推進することが重要、としています。

本計画では、これまでに整理した課題のほか、アイヌ施策推進法や政府が定めた基本方針などを踏まえながら、前述の基本理念の実現に向けて、次の5つの施策目標を定め、各施策を展開していきます。

(1) アイヌ文化の保存・継承・振興

アイヌ民族は、アイヌ語を始め、民具¹²や民工芸品、伝統楽器の演奏や舞踊など、様々なものについて独自の文化を築いてきました。しかし、本計画の第2章で概観したとおり、過去の同化政策の影響などにより、アイヌ文化は存続の危機にさらされてきました。特に、今日では、伝統文化に携わる活動を生業とすることが難しい状況にあるなどの事情により、その継承を担う人材の育成が大きな課題となっています。こうした背景を基に、アイヌ施策推進法は、アイヌ文化を継承する者の育成について適切な措置を講じるよう努めることを、地方公共団体の責務の一つとして規定しています。

これまで受け継がれてきたアイヌ文化の保存や、次の世代への継承は、アイヌ施策の基礎を成すものです。本計画の基本理念の実現に向け、アイヌ文化の保存や、その継承を担う人材の育成、そして、アイヌ文化のさらなる振興に取り組みます。

(2) アイヌ民族に関する理解の促進

本計画の第2章では、日本が近代化する過程の中で、アイヌ民族が、和人から過酷な労働を強いられ、差別の対象とされてきた歴史を概観しました。平成20年(2008年)6月、国会で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」は、こうした歴史的事実を、私たちは厳粛に受け止めなければならない、としました。

平成29年(2017年)に北海道が実施した「北海道アイヌ生活実態調査」は、現在もアイヌ民族へのいわれのない差別があるということが結果に表れている、としました。また、北海道大学アイヌ・先住民研究センターが、平成20年(2008年)から4年間にわたり実施した調査結果である「北海道アイヌ民族生活実態調査報告」は、アイヌ民族への差別は、学校生活、結婚、就職・職場の場面で生じやすく、とりわけ小中学校でのいじめは、アイヌ民族の普遍的な経験となっている、としました。

前計画では、様々な形でアイヌ民族の歴史や伝統文化に関する啓発活動を行うとともに、児童・生徒の学習機会の確保などに取り組んできました。しかし、前述の調査結果を考慮すると、こうした啓発活動や学習機会の確保の取組は、今後も継続的な実施が必要です。

本計画の基本理念を実現するに当たり、アイヌ民族が歴史上置かれてきた立場などについて、幅広く理解を得ることが不可欠です。今後も、様々な機会を通じた啓発活動や学習機会の確保などを通じ、アイヌ民族の歴史や伝統文化に関する理解の促進を図ります。

(3) 体験・交流の促進

札幌市まちづくり戦略ビジョン<ビジョン編>は、まちづくりの7つの分野の内、「地域」分野の基本目標の一つとして、「共生と交流により人と人がつながるまち」の実現を挙

¹² 【民具】日常生活に使用する用具の総称。衣服や装身具、狩猟用具、儀礼の道具など。

げています。そして、多文化共生の意識を醸成し、様々な国籍や民族の人々が、互いの文化的な違いを認め合い、地域の一員として生活するまちの姿を実現すること、としています。

本市では、こうした趣旨を実現するため、平成 15 年（2003 年）に設置した札幌市アイヌ文化交流センターを拠点施設として、市民や観光客が、アイヌ民族の伝統文化を体験し、交流を図る事業などを実施してきました。

本計画の基本理念の実現に向け、展示物の更新や利便性の向上などにより、札幌市アイヌ文化交流センターの魅力の創出に取り組むとともに、こうした環境を活用した体験・交流の機会の創出を図ります。

(4) 産業等の振興

政府が定めた前述の基本方針は、政府が実施すべきアイヌ施策に関する基本的な方針として、アイヌの人々の自立を最大限支援するため、法律上の特例措置やノウハウの提供などを通じ、市町村における産業振興や観光振興の推進などの施策を総合的かつ効果的に実施すること、としています。

民族共生象徴空間の設置を契機として、現在アイヌ文化は、特に産業や観光に関する観点から、これまで以上に注目を集める状況となっています。しかし、アイヌ文化に関する産業などの振興を図るためには、文化の担い手であるアイヌ民族の思いを十分に尊重する必要があります。

例えば、アイヌ民芸作家は、作品の制作を通じてアイヌ民族の伝統を正しく表現するため、その品質を守ることを大切にしています。産業の観点からは、製品の安定供給のため、量産体制を確保することなども必要である一方、こうした作り手の思いに十分に配慮し、その両立の下に販売体制を構築することが必要です。

また、伝統的な儀式を始め、伝統楽器の演奏や舞踊などは、本来単独の催しではなく、アイヌ民族の生活の営みの一部として行われてきたものであり、その全体像について理解が得られる仕組みが必要となります。

本計画の基本理念の実現に向け、こうした様々な視点を考慮した上で、アイヌ民族の伝統文化が、産業などの観点からも発展していくよう、その振興に取り組めます。

(5) 生活関連施策の推進

北海道は、アイヌ民族の社会的・経済的地位の向上を図るため、昭和 49 年度（1974 年度）からこれまで、4 次につながる「北海道ウタリ福祉対策」や、3 次につながる「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」を策定し、この方策に基づいて関連施策を総合的に推進してきました。現在は、「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策（第 3 次）」に基づき、アイヌ民族の教育の充実や雇用の安定、生活の安定向上などに関する施策が実施されていますが、令和 2 年度（2020 年度）をもって同方策は期間満了となり、令和 3 年度（2021 年度）から新たな方策が開始される予定です。

本市では、昭和 52 年（1977 年）からアイヌ民族の生活の安定・向上のため、住宅新築資金等の貸付事業を開始したほか、昭和 53 年（1978 年）には、札幌市生活館²⁰を設置するとともに、アイヌ生活相談員¹⁷を配置するなど、アイヌ民族の生活支援に取り組んできました。本計画の基本理念の実現に当たり、国や北海道による施策の展開を見極めながら、引き続きこうした生活関連施策の推進に取り組めます。

併せて、現在、アイヌ民族の伝統文化の継承を担う人材の育成が大きな課題となっていることから、今後は伝統文化の継承という視点も取り入れながら、生活関連施策に取り組んでいきます。



団体体験プログラムでの輪踊り体験や展示物の見学

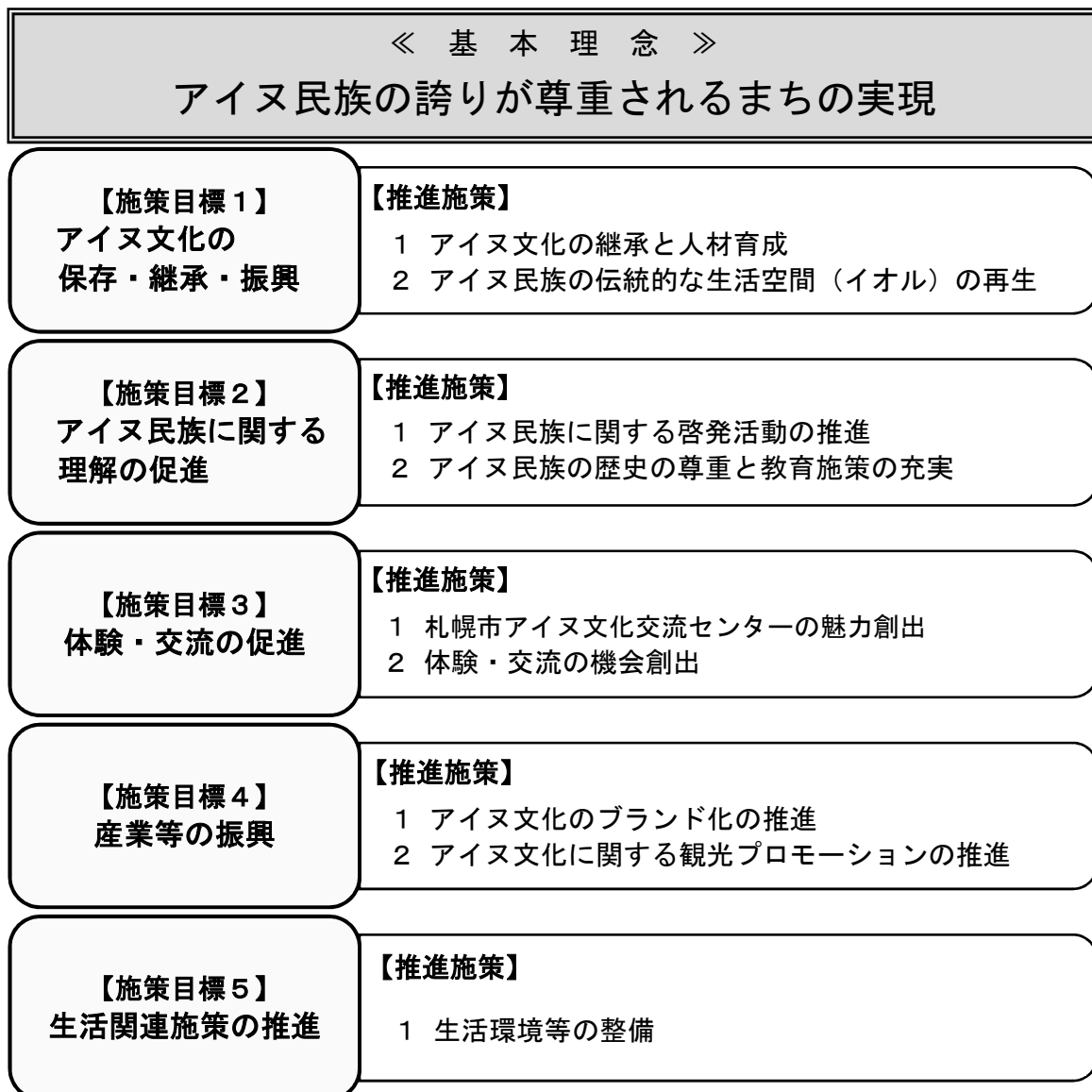
²⁰ 【札幌市生活館】市民の生活文化の向上や社会福祉の増進を目的として、アイヌ民族からの生活上の各種相談対応などを行う施設。平成 15 年（2003 年）からは、札幌市アイヌ文化交流センターを、札幌市生活館として位置付けている。

¹⁷ 【アイヌ生活相談員】アイヌ民族の生活実態の把握や、アイヌ民族の各種生活相談業務を行う職員。

第5章 具体的な施策

1 計画体系

本計画では、基本理念として定めた「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」を図るため、第4章のとおり5つの施策目標を定めます。そして、その施策目標の達成に向け、9つの推進施策を定めます。



2 施策目標の達成に向けた具体的な取組

施策目標 1 アイヌ文化の保存・継承・振興

推進施策 1 アイヌ文化の継承と人材育成

アイヌ民族の伝統文化を将来に渡って継承していくため、その継承を担う人材の育成は大きな課題となっています。アイヌ民族が、次の世代へ、アイヌ語や伝統文化を継承するための仕組みの確立や、人材の育成に関わる活動への支援を通じ、アイヌ文化の保存や継承、さらなる振興に取り組みます。

■具体的な取組

事業名	事業内容
伝統文化の担い手を育成する仕組みの検討 新規	アイヌ民族が、アイヌ語や民芸品の制作などに関わる技術を継承し、伝統文化の担い手を育成していくため、講座開催などの仕組みの確立に向けた検討を進めます。
交流・継承の場の確保に関する検討 新規	アイヌ民族が、世代間での交流を通じ、アイヌ語を始めとした伝統文化に関する知識や経験を継承していくため、交流・継承の場の確保に向けた検討を進めます。
民芸品などの展示場の提供 新規	アイヌ民芸品作家の活動のきっかけとなるよう、札幌市アイヌ文化交流センターや、アイヌ文化を発信する空間「ミナパ」で、アイヌ民芸品の展示場所を提供します。
アイヌアート・モニュメント ⁴ の制作・展示	アイヌ民族が制作したアイヌ民芸品や、アイヌ民族と市民が共同制作したアイヌ民芸品を、市内の公共空間で展示します。
アイヌ文化の保存・継承・振興活動への支援	アイヌ文化の保存・継承・振興のため、アイヌ関連団体が実施する活動に必要な経費の一部を助成します。



アイヌ民族と市民の共同制作によるアイヌアート・モニュメント

⁴ 【モニュメント】 記念建造物。記念碑・記念像など。

推進施策2 アイヌ民族の伝統的な生活空間（イオル）の再生

アイヌ民族は、自然と密接に関わりながら生活を営み、その中で独自の文化を育んできました。こうした、アイヌ民族の伝統的な生活空間（イオル¹⁵）の再生に関する事業の実施を通じて、アイヌ民族の伝統文化の保存や継承に取り組みます。

■具体的な取組

取組名	概要
イオルでの自然素材の育成	イオルで、アイヌ民族がアイヌ料理などに使用する植物や穀物などの自然素材の育成に取り組みます。
自然素材を活用した体験機会の創出	イオルで育成した植物や穀物などの自然素材を活用し、アイヌ民族の伝統文化を体験する機会を創出します。併せて、事業の実施を通じて知識や技術を継承し、アイヌ民族の伝統文化の継承を担う人材の育成を図ります。

クローズアップ

アイヌ文化を発信する空間「ミナパ」

平成31年（2019年）3月、アイヌ文化への理解を深めるきっかけづくりや、道内のアイヌ関連施設の情報を発信する場として、地下鉄南北線さっぽろ駅構内に、「アイヌ文化を発信する空間『ミナパ』」を設置しました。《ミナパ》は、「大勢が笑う」という意味のアイヌ語であり、この空間を訪れる市民や観光客に笑顔になってほしいという願いが込められています。

この空間では、アイヌ民芸作家が制作した作品を展示するほか、大型画面でアイヌ語を使用した時間表示や天気予報などを放映しています。空間を囲む14本の柱「カムイの大樹」は、この大型画面で表示される、道内14地域の気温と連動して色を変える仕組みになっています。また、天井には、樺太・千島や日高地方などの伝統的なアイヌ文様をモチーフとしたパネルを設置し、空間全体にアイヌ文化が感じられる雰囲気演出しています。そして、沙流川流域から出土した樹齢400～500年の埋もれ木の上に、大きなシマフクロウ《コタンコロカムイ》（アイヌ語で「村の守り神」の意。）が大きく翼を広げたオブジェ《イウォルン パセ カムイ》（アイヌ語で「その場所を見守る神様」の意。）は、貝澤徹氏の制作によるアイヌ工芸作品であり、同空間のシンボルとなっています。



¹⁵ 【イオル】アイヌ語で「深山、狩場」の意。アイヌ民族が狩猟や採取を行う、生活の場としての空間。

施策目標 2 アイヌ民族に関する理解の促進

推進施策 1 アイヌ民族に関する啓発活動の推進

アイヌ民族の誇りが尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を図る上で、アイヌ民族の歴史や伝統文化について、幅広く理解を得ることが重要です。様々な機会を通じ、アイヌ民族の歴史や伝統文化に関する啓発活動を行い、市民や観光客が理解を深めるためのきっかけづくりに取り組みます。

■具体的な取組

事業名	事業内容
大型イベントと連携した情報発信	「さっぽろ夏まつり」など、多くの市民や観光客が集うイベントと連携し、アイヌ民族の伝統文化を紹介する情報発信事業を実施します。
アイヌ文化体験講座の開催	札幌市アイヌ文化交流センターなどで、アイヌ民芸品の制作などを体験する講座を開催します。
アイヌ文化を発信する空間「ミナパ ⁸ 」での情報発信	アイヌ文化を発信する空間「ミナパ」を活用し、アイヌ工芸品作家が制作した作品の展示や、アイヌ関連施設などの広報を行います。
アイヌ語に関する啓発	「イランカラプテ」キャンペーン ⁶ の推進を中心として、アイヌ語に関する啓発を行います。
生涯学習施設 ²¹ との連携	生涯学習施設と連携し、アイヌ民族の歴史や伝統文化を紹介する機会の拡充に取り組みます。
「生物多様性さっぽろ活動拠点ネットワーク ²² 」による連携	市内の環境関連施設と連携し、生物多様性に関する理解の促進を図るとともに、アイヌ民族の自然観などの普及啓発を図ります。
広報誌やパンフレットなどによる広報	本市の広報誌「広報さっぽろ」や本市ホームページ、パンフレットなどにより、各種イベントの開催や施設案内などの広報を行います。
アイヌアート・モニュメント ⁴ の制作・展示（再掲）	アイヌ民族が制作したアイヌ民芸品や、アイヌ民族と市民が共同制作したアイヌ民芸品を、市内の公共空間で展示します。

⁸ 【ミナパ】アイヌ語で「大勢が笑う」の意。

⁶ 【「イランカラプテ」キャンペーン】民間企業や行政機関などの連携により、アイヌ語のあいさつ「イランカラプテ（アイヌ語で「こんにちは」の意。）」を北海道のおもてなしのキーワードとして普及させる取組。

²¹ 【生涯学習施設】図書館や博物館など、人が生涯に渡り、主体的に継続して行う学習を支える施設。

²² 【生物多様性さっぽろ活動拠点ネットワーク】生物多様性に関する市民理解の促進などを目的として、市内の環境関連施設をネットワーク化し、情報の共有や連携を通じて生物多様性保全の取組を効果的に進める仕組み。

⁴ 【モニュメント】記念建造物。記念碑・記念像など。

推進施策2 アイヌ民族の歴史の尊重と教育施策の充実

児童・生徒が、互いの個性や多様性を認め合い、尊重する姿勢を身に着ける上で、アイヌ民族の歴史や伝統文化について理解を深めることは、人間尊重の教育の視点からも重要です。こうした教育施策の一環として、児童・生徒が、アイヌ民族の歴史や伝統文化について学習する機会の確保に取り組みます。また、アイヌ民族に関する正しい認識の下に授業などが行われるよう、引き続き教職員の研修などを実施します。

■具体的な取組

事業名	事業内容
民族共生象徴空間と連携した学習の実施 新規	民族共生象徴空間を児童・生徒の学習の場として活用し、展示品の見学や体験学習を実施します。
ゲストティーチャー ⁹ 、アイヌ教育相談員 ¹⁰ の活用	小学校や中学校にアイヌ民族をゲストティーチャーとして迎えたり、アイヌ教育相談員を活用し、アイヌ民族の伝統文化体験などを取り入れた授業を実施します。
伝統楽器などの教材としての活用	アイヌ民族の伝統楽器や民具 ¹² などを、授業の教材として活用できる環境を確保します。
小中高校生団体体験プログラムの提供	札幌市アイヌ文化交流センターで、小学生から高校生までを対象として、展示品の解説のほか、アイヌ民族の伝統文化の体験プログラムを提供します。
出前体験プログラムの提供	札幌市アイヌ文化交流センターの利用が困難な学校に出向き、校内でアイヌ民族の文化体験を行うためのプログラムを提供します。
札幌市アイヌ文化交流センターの展示内容の充実	札幌市アイヌ文化交流センターで、アイヌ民族の歴史や伝統文化を紹介する展示内容の充実に取り組みます。
教職員研修の実施	教職員を対象として、アイヌ民族の歴史や伝統文化について理解を深める研修を実施します。
アイヌ民族に関する指導資料の活用	アイヌ民族の歴史などについて、指導上の基本的な考え方などをまとめた指導資料を、授業などに活用します。
市職員研修の実施	本市の新採用職員や新任課長などを対象として、アイヌ民族の歴史や伝統文化について理解を深める研修を行います。

⁹ 【ゲストティーチャー】指導者として特別に学校に招いた地域の市民など

¹⁰ 【アイヌ教育相談員】アイヌ民族の児童・生徒の教育実態の把握や、アイヌ民族の教育相談業務などを行う職員。

¹² 【民具】日常生活に使用する用具の総称。衣服や装身具、狩猟用具、儀礼の道具など。

施策目標3 体験・交流の促進

推進施策1 札幌市アイヌ文化交流センターの魅力創出

札幌市アイヌ文化交流センターは、アイヌ民族の歴史や伝統文化に触れる拠点として、民具¹²や家屋（チセ²³）などを展示するほか、様々な体験交流イベントを開催しています。今後も、多くの市民や観光客に親しまれるよう、展示内容の充実や利便性の向上など、同センターのさらなる魅力の創出に取り組みます。

■具体的な取組

事業名	事業内容
文化体験コーナーの設置 新規	アイヌ民族が講師となり、アイヌ民族の伝統的な民芸品の制作を行う体験コーナーを新設します。
札幌市アイヌ文化交流センター中庭の再整備 新規	札幌市アイヌ文化交流センターの中庭を改修し、アイヌ民族の伝統文化を紹介する、新たな展示コーナーを設置します。
映像コンテンツ ²⁴ の制作 新規	アイヌ民族の伝統文化を紹介する映像コンテンツを制作し、活用を図ります。
音声案内システムの設置 新規	札幌市アイヌ文化交流センター内に、来館者を音声で案内するシステムなどを設置します。
老朽化した展示物の更新	老朽化した家屋（チセ）などの更新により、展示物の安全性の確保や魅力の向上を図ります。
指定管理者制度 ¹⁸ 導入に関する検討	札幌市アイヌ文化交流センターへの、指定管理者制度導入に関する検討を進めます。



札幌市アイヌ文化交流センター屋外展示のチセ



札幌市アイヌ文化交流センター内展示室

¹² 【民具】日常生活に使用する用具の総称。衣服や装身具、狩猟用具、儀礼の道具など。

²³ 【チセ】アイヌ語で「家」の意。

²⁴ 【コンテンツ】データ形式で提供される画像や動画、音声などの情報の内容。

¹⁸ 【指定管理者制度】公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図る制度。

推進施策2 体験・交流の機会創出

市民や観光客が、アイヌ民族に関する理解を深めるきっかけをつくるため、これまで、その伝統文化に関する様々な体験や交流の機会を創出してきました。この体験や交流が、より身近で参加しやすいものとなり、また様々な場面を通して提供できるよう、引き続きその機会の創出に取り組めます。

■具体的な取組

事業名	事業内容
体験・交流イベントの開催	札幌市アイヌ文化交流センターで、アイヌ民芸品の制作体験など、体験・交流イベントを開催します。
伝統儀式の開催に合わせた交流機会の創出	札幌市アイヌ文化交流センターで、アイヌ民族の伝統儀式「コタンノミ ²⁵ 」の開催に合わせ、一般参加形式で輪踊りを実施します。
自然素材を活用した体験機会の創出（再掲）	イオル ¹⁵ で育成した植物や穀物などの自然素材を活用し、アイヌ民族の伝統文化を体験する機会を創出します。併せて、事業の実施を通じて知識や技術を継承し、アイヌ民族の伝統文化の継承を担う人材の育成を図ります。
大型イベントと連携した情報発信（再掲）	「さっぽろ夏まつり」など、多くの市民や観光客が集うイベントと連携し、アイヌ民族の伝統文化を紹介する情報発信事業を実施します。
アイヌ文化体験講座の開催（再掲）	札幌市アイヌ文化交流センターなどで、アイヌ民芸品の制作などを体験する講座を開催します。
小中高生団体体験プログラムの提供（再掲）	札幌市アイヌ文化交流センターで、小学生から高校生までを対象として、展示品の解説のほか、アイヌ民族の伝統文化の体験プログラムを提供します。
出前体験プログラムの提供（再掲）	札幌市アイヌ文化交流センターの利用が困難な学校に出向き、校内でアイヌ民族の文化体験を行うためのプログラムを提供します。

²⁵ 【コタンノミ】アイヌ語で《コタン》は「集落・村」、《ノミ》は「祈る」の意。家と村の無事を祈る儀式。

¹⁵ 【イオル】アイヌ語で「深山、狩場」の意。アイヌ民族が狩猟や採取を行う、生活の場としての空間。

施策目標 4 産業等の振興

推進施策 1 アイヌ文化のブランド化の推進

アイヌ民族が築いてきた伝統文化は、木彫りや刺しゅうなど、様々な形でその独自性を表現しています。多くの市民や観光客が、アイヌ文化の魅力に触れ、また、産業の観点からもアイヌ文化の振興を図るため、アイヌ民工芸品のブランド¹⁶化の推進や、販売機会の確保に取り組めます。

■具体的な取組

事業名	事業内容
アイヌ民工芸品のブランド化	アイヌ民工芸品について、ニーズに合わせた商品開発、販路拡大や情報発信などのプロモーション ²⁶ を通じて、製品としての価値の向上を図ります。
アイヌ民工芸品の常設的な販売場所の設置 新規	都心部に、アイヌ民工芸品の常設的な販売場所を設置します。
アイヌ民工芸品販売会の開催	札幌駅前通地下歩行空間で、アイヌ民工芸品の販売会を開催します。



札幌駅前通地下歩行空間での民工芸品販売会

¹⁶ 【ブランド】 提供される商品・サービスについて、他の商品・サービスと区別するために用いられる特徴。

²⁶ 【プロモーション】 販売促進などのために行う宣伝活動。

推進施策2 アイヌ文化に関する観光プロモーションの推進

民族共生象徴空間の設置を契機として、アイヌ文化は、観光分野でも国内外から注目を集めています。観光関連団体などと連携しながら、民族共生象徴空間や札幌市アイヌ文化交流センターの活用を促進し、市民や観光客が、アイヌ民族の歴史や伝統文化について理解を深めるきっかけをつくるため、観光プロモーション²⁶を推進します。

■具体的な取組

事業名	事業内容
アイヌ関連施設などの 観光プロモーション 新規	札幌市アイヌ文化交流センターを始め、民族共生象徴空間と連携しながら、アイヌ関連施設の観光プロモーションを実施します。
「シーニックバイウェイ 北海道 ⁷ 」との連携	「札幌シーニックバイウェイ藻岩山麓・定山溪ルート」の構成団体として、エリア内の様々な観光施設と連携しながら、札幌市アイヌ文化交流センターの利用促進を図ります。
大型イベントと連携した 情報発信（再掲）	「さっぽろ夏まつり」など、多くの市民や観光客が集うイベントと連携し、アイヌ民族の伝統文化を紹介する情報発信事業を実施します。
アイヌ文化を発信する 空間「ミナパ ⁸ 」での 情報発信（再掲）	アイヌ文化を発信する空間「ミナパ」を活用し、アイヌ工芸品作家が制作した作品の展示や、アイヌ関連施設などの広報を行います。



アイヌ文化を発信する空間「ミナパ」

²⁶ 【プロモーション】販売促進などのために行う宣伝活動。

⁷ 【シーニックバイウェイ北海道】地域と行政が連携し、景観や自然環境に配慮し、地域の魅力を道でつなぎながら、個性的な地域や美しい環境づくりを目指す取組。

⁸ 【ミナパ】アイヌ語で「大勢が笑う」の意。

施策目標 5 生活関連施策の推進

推進施策 1 生活環境等の整備

本市では、アイヌ民族の生活の安定・向上のため、これまで住宅新築資金等の貸付、アイヌ生活相談員¹⁷やアイヌ教育相談員¹⁰の配置など、生活関連施策を行ってきました。これまでの取組に、今後は文化の継承という視点も取り入れながら、生活環境の整備に向けた取組を行います。

■具体的な取組

事業名	事業内容
住宅新築資金等の貸付	アイヌ民族が住宅を新築・改築するために必要な資金の貸付を行います。
アイヌ生活相談員の配置	アイヌ民族の生活実態の把握や、アイヌ民族からの各種生活相談に応じるため、アイヌ生活相談員を配置します。
アイヌ教育相談員の配置	アイヌ民族の児童・生徒の教育実態の把握や、アイヌ民族の児童・生徒の教育相談に応じるとともに、アイヌ民族の歴史や伝統文化の普及啓発を行うため、アイヌ教育相談員を配置します。
学習支援の実施	夏季・冬季の休暇期間に合わせ、アイヌ民族の児童・生徒を対象とした学習支援や、アイヌ文化の継承の支援を行います。
交流・継承の場の確保に関する検討（再掲）	アイヌ民族が、世代間での交流を通じ、アイヌ語を始めとした伝統文化に関する知識や経験を継承していくため、交流・継承の場の確保に向けた検討を進めます。

¹⁷ 【アイヌ生活相談員】アイヌ民族の生活実態の把握や、アイヌ民族の各種生活相談業務を行う職員。

¹⁰ 【アイヌ教育相談員】アイヌ民族の児童・生徒の教育実態の把握や、アイヌ民族の教育相談業務などを行う職員。


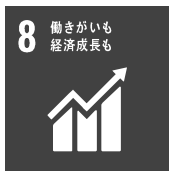

■持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27 年（2015 年）9 月、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指すため、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、SDGs）として、17 のゴール（目標）と 169 のターゲットを定めました。

そして、政府は、平成 28 年（2016 年）5 月、SDGs の実施に向けた国内の基盤整備として「SDGs 推進本部」を設置し、同年 12 月に「SDGs 実施指針」を決定しました。この指針は、地方自治体の役割の一つとして、様々な計画に SDGs の要素を反映することや、積極的な取組により、広く SDGs を浸透させることを挙げました。

本計画は、以下の関連施策の推進を通し、SDGs 達成に向けた取組を行います。



SDGs 関連目標		関連施策
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4.7 2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p>	<p>施策目標 2－推進施策 2 アイヌ民族の歴史の尊重と教育施策の充実</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8.9 2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。</p>	<p>施策目標 4－推進施策 1 アイヌ文化のブランド化推進 施策目標 4－推進施策 2 アイヌ文化に関する観光プロモーション</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p>	<p>施策目標 2－推進施策 1 アイヌ民族に関する啓発活動の推進 施策目標 3－推進施策 2 体験・交流の機会創出</p>

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 札幌市アイヌ施策推進委員会

本市のアイヌ施策に関する審議を行う附属機関「札幌市アイヌ施策推進委員会」で、各施策の進捗状況に関する検証などを行いながら、本計画を推進します。

(2) 国や北海道との連携

アイヌ施策推進法に基づく施策を円滑に実施していくため、国と緊密に連携しながら、本計画を推進します。また、北海道が策定する「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」なども十分に踏まえ、必要な連携を図りながら、本計画を推進します。

(3) 関係団体との連携

アイヌ施策の推進に当たり、アイヌ関連団体との意見交換の場を設けるなど、アイヌ民族の意見を反映するための機会を確保しながら、本計画を推進します。

また、アイヌ民族の伝統文化の保存や振興、関連施設の管理運営を行う各関係団体と連携しながら、施策の充実に取り組みます。

(4) 関係部局との連携

本計画の施策は、教育や文化など様々な分野に渡っているため、各施策を担う関係部局と緊密に連携し、本市一丸となって本計画を推進します。

2 計画の進行管理

本計画の進行を管理するため、札幌市アイヌ施策推進委員会で、計画期間内の年度終了ごとに、進捗状況などの検証を行います。そして、その検証結果を踏まえ、次年度以降の施策のさらなる充実に取り組みます。

また、本計画の計画期間となる令和12年度（2030年度）までの間、国や北海道の施策や社会環境などの変化、アイヌ関連団体との意見交換を踏まえ、施策の再点検などが必要となる場合は、札幌市アイヌ施策推進委員会の意見を十分に考慮し、必要な措置を講じます。

3 指標

市民意識調査実施後に加筆予定

本計画の実施状況を検証・評価し、施策のさらなる充実につなげるため、各施策目標に以下のとおり指標を定めます。

■施策目標 1 アイヌ文化の保存・継承・振興

指標項目	基準	目標
「アイヌ文化や伝統文化の保存・継承・振興などに取り組んでいるアイヌ民族がいること」について知っている人の割合	●% (令和元年度)	○% (令和12年度)
伝統文化の担い手育成の仕組みの確立	—	確立

■施策目標 2 アイヌ民族に関する理解の促進

指標項目	基準	目標
アイヌ民族について知っている人の割合	●% (令和元年度)	○% (令和12年度)
アイヌ文化体験講座年間参加者数 (※)	180人 (令和元年度)	300人 (令和5年度)
小中高校生団体体験プログラム・ 出前体験プログラム年間参加校数 (※)	90校 (令和元年度)	130校 (令和5年度)
民族共生象徴空間バスツアー年間参加者数 (※)	—	1,000人 (令和5年度)

■施策目標 3 体験・交流の促進

指標項目	基準	目標
札幌市アイヌ文化交流センターについて知っている人の割合	●% (令和元年度)	○% (令和12年度)
札幌市アイヌ文化交流センター年間来館者数 (※)	58,241人 (令和元年度)	62,000人 (令和5年度)
体験交流事業年間参加者数 (※)	103人 (令和元年度)	150人 (令和5年度)

■施策目標4 産業等の振興

指標項目	基準	目標
「アイヌ民族独自の伝統的な民芸品があること」について知っている人の割合	●% (令和元年度)	○% (令和12年度)
アイヌ民芸品販売会年間購買者数 (※)	—	1,000人 (令和5年度)

■施策目標5 生活関連施策の推進

指標項目	基準	目標
交流・継承の場の設置	—	設置
アイヌ民族の児童・生徒の学習支援年間参加者数	55人 (令和元年度)	100人 (令和12年度)

※ 令和元年度（2019年度）に作成した「アイヌ施策推進地域計画（札幌市アイヌ施策実施プラン）」で定めた指標であり、同プランの計画期間となる令和5年度（2023年度）を目標年度としています。令和6年度（2024年度）以降は、次期プランで定める指標を、本計画の検証・評価に使用します。